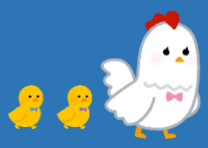
かほだより

R8－8号
R8．10．1

長野県伊那家畜保健衛生所
TEL：0265-72-2782，090-5444-0970
Fax：0265-72-2765
E-mail：inakachiku@pref.nagano.lg.jp
所在地：伊那市西町 5764
伊那諏訪家畜畜産物衛生指導協会
TEL&FAX：0265-76-8086



小規模家きん飼養者様へ
鳥インフルエンザ発生予防のため
２点のお願いです！

国の指示により
当分の間
毎月実施する
予定です。

①以下の３項目（飼養衛生管理基準）の自己点検をお願いします！
②自己点検の結果について、家畜保健衛生所まで、**電話**もしくは別紙により**郵送**、**ＦＡＸ**、**メール**または**インターネットの専用フォーム**（**QR コード**から）よりご報告ください。

締切：令和８年１０月１３日（火）必着

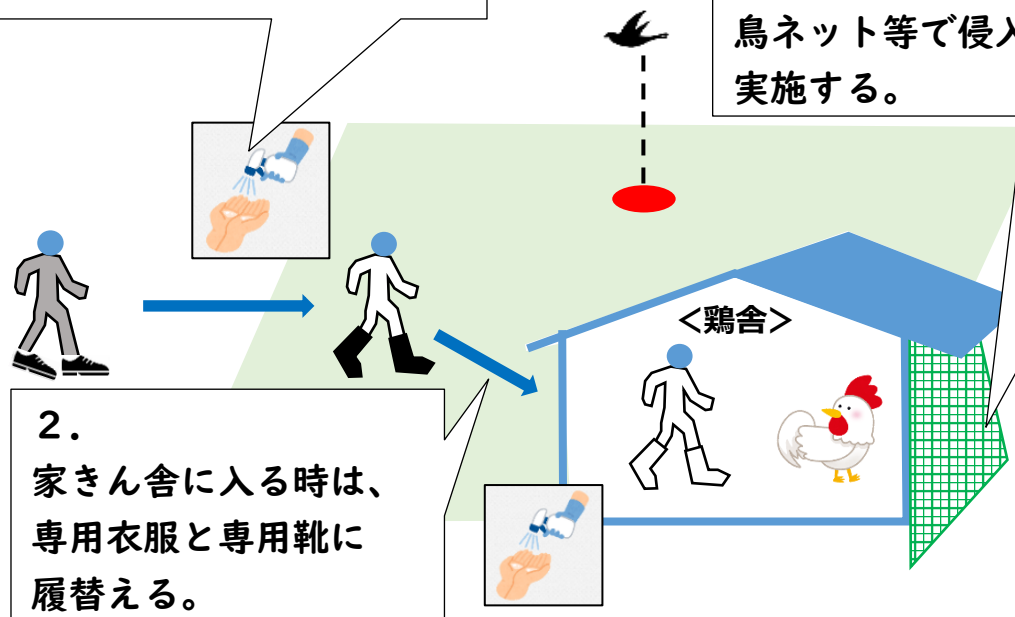
伊那家畜保健衛生所　電話：0265-72-2782
FAX：0265-72-2764
郵送先：〒396-0026 長野県伊那市西町 5764
メール：inakachiku@pref.nagano.lg.jp

（専用フォーム）

以下の３項目について自己点検して頂き、ご報告をお願いします。

１．
鶏などの世話をする前後は、手洗い・消毒をする。

３．
家きん舎に野生動物（野鳥、ネズミ等）が入らないよう防鳥ネット等で侵入防止対策を実施する。



２．
家きん舎に入る時は、専用衣服と専用靴に履替える。

専用靴

飼養衛生管理基準とは

家きん（ペットを含む：鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、エミュー、ほろほろ鳥、七面鳥）を飼養する**全ての所有者**は、家畜伝染病予防法に規定されている**「飼養衛生管理基準」を遵守する義務**があります。高病原性鳥インフルエンザなどの伝染病から家きんを守るための衛生管理の方法です。

農林水産省　　飼養衛生管理基準　　**検索**

令和７年シーズンの高病原性鳥インフルエンザは、家きんで **16 道県 24 事例**が確認され、約 576 万羽が殺処分されました。**野鳥では全国で 171 事例**が確認されました。

ひとたび高病原性鳥インフルエンザが発生すると、発生農家にとどまらず、周辺地域、ひいては、国内の養鶏業界全体に大きな影響をもたらします。

ご自分の家きんのみならず、地域の養鶏業を感染から守るためにも、
飼養衛生管理基準を遵守しましょう！

高病原性鳥インフルエンザについて

①高病原性鳥インフルエンザは、鳥インフルエンザウイルスの中でも、特に鶏に病気を起こす力が強いウイルスにより起こる病気です。

②このウイルスは渡り鳥により国内へ持ち込まれ、これらのウイルスを含む糞などを様々な**野鳥や野生動物（ネズミなど）　等が媒介し**、地域の汚染が拡大します。



高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染し、元気をなくしている鶏

③**人の手指や靴底、車両、野生動物などを介して、**家きん舎等に持ち込まれる可能性があります。

④このウイルスに感染すると、多くの場合、元気がなくなり（写真）、死亡します。

- 鶏に元気がない場合やほぼ同時期に複数羽が死ぬ場合は、すぐに獣医さん（家畜保健衛生所、動物病院）に相談して、治療や指示などを受けましょう。

別紙：伊那家畜保健衛生所行き　　ＦＡＸ：0265-72-2765

下表にご記入の上、ご報告願います。

（FAX 番号はお間違えが無いようにご注意ください。）

氏名		
住所		
電話番号		
実施している場合又は該当がない場合は**〇印**を、 実施していない場合は**×印**をお願いします。		**１．鶏などの世話をする前後は、手洗い・消毒をする。**
		２．家きん舎に入る時は、専用衣服と専用靴に履替える。
		３．家きん舎に野生動物（野鳥、ネズミ等）が入らないよう防鳥ネット等で侵入防止対策を実施する。
ご不明点がありましたらご記入ください		